平成２１年（フ）第４３０号
千葉県佐倉市小篠塚591番地
債務者　有限会社エスケーケー
代表者代表取締役　牛玖　真吾
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田佐知子
4　破産債権の届出期間　平成22年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月３日午前10時20分
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第９３４号
岡山県備前市八木山753番地の２
債務者　イノテック株式会社
代表者代表取締役　井上　泰介
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木基彰
4　破産債権の届出期間　平成22年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月10日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第２１０９１号
東京都江東区亀戸９丁目33―１―604
債務者　後藤　節子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　良夫
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０９２号
東京都江東区亀戸９丁目33―１―604
債務者　後藤　光雄
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　良夫
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１２１号
大阪府大阪市天王寺区逢阪１―１―１―1003、住民票上の住所兵庫県芦屋市朝日ケ丘町13―61―301
債務者　金子　泰治
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高岡　信男
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２２１号
神奈川県横浜市南区六ツ川１丁目1175―39
債務者　永山　和敏
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角谷　雄志
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２２４号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目51―15―202
債務者　千田　洋平
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小森　　榮
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２２５号
静岡県静岡市駿河区寿町17―21―301
債務者　平山　智弘
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　徳昭
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２２９号
神奈川県横浜市戸塚区平戸町1174―１　県営平戸高層アパート６棟506
債務者　本間　暁子（旧姓冨士川）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　徳昭
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月18日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３８３号
東京都葛飾区四つ木１丁目５―11―101
債務者　鈴木　金一
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　利明
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４０２号
東京都大田区池上６丁目27―５―202
債務者　清野　英子（旧姓稲葉）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手打　寛規
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４０５号
岐阜県岐阜市薮田南３―３―１―406、住民票上の住所岐阜県各務原市鵜沼宝積寺町５丁目79―２
債務者　野村　　尚
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星　　千絵
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４０６号
愛媛県伊予郡砥部町宮内455―５―Ⅱ106
債務者　清水　朝光
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高岡　信男
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４０７号
愛媛県伊予郡砥部町宮内455―５―Ⅱ106
債務者　清水　祐子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高岡　信男
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４０８号
愛媛県伊予郡砥部町宮内455―５―Ⅱ106
債務者　清水　一樹
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高岡　信男
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部